

令和8年度「大木町地球温暖化対策支援補助金」申請の手引き

大木町では、環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、住宅に次の設備等を設置する者を対象に、その費用の一部について補助金を交付します。

- ・補助金の交付を受けるには、補助対象設備等の設置工事着工前（(4)電気自動車については、契約前）に交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。交付決定前に着工（(4)電気自動車については契約）したものは、補助金の対象となりませんのでご注意ください。
- ・補助金は、予算の上限になり次第、受付終了となります。（先着順）
- ・補助金の交付申請をしようとする補助対象設備等について、既に大木町が交付する他の補助金等の交付を受けている、または受ける予定である場合は、本補助金の対象となりません。

①大木町地球温暖化対策支援補助金

1. 補助対象設備等及び補助金額

対象設備等	要件	補助金額
(1) 太陽熱利用システム設備	大木町に所在又は建築する住宅（賃借	5万円
(2) 定置用蓄電システム設備	貸の用に供するものを除く。）に用いている未使用の設備	一律10万円
(3) 電気自動車等充電システム設備		
	自然循環型又は強制循環型の太陽熱温水 次のいずれにも該当するもの ア 太陽光発電システム設備と常時接続しているもの イ 蓄電容量の合計が4kWh以上であるもの ウ 製造者による保証期間が10年以上あるもの	
	次のいずれにも該当するもの ア 太陽光発電システム設備と常時接続しているもの イ 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助の補助対象V2H充電設備一覧に記載されているもの又はCHAdeMO協議会の認証を受けているもの ウ 電気自動車等の自動車検査証における使用の本拠の位置が、電気自動車等充電システム設備の設置場所と同一であるもの	

(4) 電気自動車	町内に保管場所がある未使用の車両	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること。</p> <p>イ 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。</p> <p>ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助の補助対象車両一覧の電気自動車の欄に記載されている車両であること。</p> <p>エ リース契約でないこと。</p>
-----------	------------------	--

備考 補助金の交付は、補助金の交付対象となる設備の種類ごとに1つの住宅（一戸建の建て方のものをいう。(1)から(3)までに限る。)又は1人（(4)に限る。）につき1回限りとする。

2. 補助金の交付対象者

次の全ての要件を満たす者とします。

- ・大木町に住所を有する者又は大木町に住所を有する予定の者（申請日の属する年度の末日までに大木町に転入する予定の者をいう。上記(1)から(3)までに限る。）
- ・大木町に収めるべき税等を滞納していない者
- ・交付申請をしようとする補助対象設備等について、既に大木町が交付する他の補助金の交付を受けていない、または受ける予定でない者

3. 交付申請の手続き

○提出書類

①大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請書（様式第1号）

②設備等の設置場所を示す地図

- ・電気自動車（EV）の場合は、車両の保管場所を示す地図

③設備等の設置前の現況写真（カラー写真）（別紙様式）

- ・家屋全体の写った写真及び対象設備を設置する予定場所（設置部分）が分かる写真（新築の場合は建設予定地で可とします。）
- ・太陽光発電システム設備を既に設置している住宅に、(2)定置用蓄電システム設備または(3)電気自動車等充給電システム設備（V2H）を設置する場合は、既存太陽光発電システム設備の設置が確認できる写真も提出してください。
- ・電気自動車（EV）の場合は、車両の保管場所の現況写真

④設備等の経費内容が明記されている見積書の写し

- ・対象設備、附属機器及び設置工事に係る費用が確認できるもの
- ・見積書が一式表記のみの場合は、内訳が分かる書類を添付してください。

- ・電気自動車（EV）の場合は、メーカー・車名及び購入価格が分かるもの

⑤設備等の仕様が分かるパンフレット等

- ・対象設備のメーカー名・型式名・規格が確認できるもの
- ・電気自動車（EV）の場合は、車両の仕様が分かるもの

⑥その他必要な書類

対象設備等	必要な書類
(2) 定置用蓄電システム設備	太陽光発電システム設備との接続（予定）が確認できる書類 （申請者名・太陽光パネル・蓄電池・住宅（分電盤）・電力量計が記載された「単線結線図」などの電気配線図）
(3) 電気自動車等充電システム設備（V2H）	太陽光発電システム設備との接続（予定）が確認できる書類 （申請者名・太陽光パネル・V2H・EV・住宅（分電盤）・電力量計が記載された「単線結線図」などの電気配線図）
	電気自動車等の自動車検査証の写し （申請時に電気自動車等を使用している場合）

4. 実績報告の手続き

○提出書類

①大木町地球温暖化対策支援補助金実績報告書（様式第5号）

②設備等の設置費に係る領収書の写し及び内訳書の写し

- ・領収書は一括のものでも可としますが、対象設備、附属機器、設置工事に係る費用が確認できるもの（内訳書）を提出してください。
- ・電気自動車（EV）の場合は、申請者が車両代金を支払ったことが確認できる領収書等の写し（宛名、金額、但し書き、領収日、発行日、領収者名及び領収印が正しく記載・押印されているもの。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は宛名をローン会社とし、但し書きに申請者氏名を追記すること。）

③竣工検査の試験記録書の写し等、確実に稼動していることを示すもの（電気自動車（EV）を除く。）

- ・竣工時の点検表や立会報告書など設備の設置状況及び動作確認、検査成績などが分かるもの

④設備等の保証書の写し（電気自動車（EV）を除く。）

⑤設備等の設置状態を示す写真（カラー写真）（別紙様式）

対象設備等	写真の内容
共通（電気自動車（EV）を除く。）	家屋全体の写った写真
(1) 太陽熱利用システム設備	機器本体の設置状況及び水温の測定状況の写真
(2) 定置用蓄電システム設備	機器本体の設置状況の写真
(3) 電気自動車等充電システム（V2H）	電気自動車と電気自動車等充電システム設備（V2H）がケーブルでつながっている写真
(4) 電気自動車（EV）	車両全体の写真

⑥その他必要な書類

対象設備等	必要な書類
(3) 電気自動車等充給電システム設備 (V2H)	電気自動車等の自動車検査証の写し (申請時において提出している場合は不要)
(4) 電気自動車 (EV)	自動車検査証の写し

○提出期限

補助対象設備等の事業完了日 (電気自動車 (EV) の場合は、自動車検査証交付日) から 30 日以内または令和 9 年 3 月末日までのいずれか早い日まで

5. 変更申請

交付決定を受けた後、申請した内容に変更がある場合は、大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請変更等承認申請書 (様式第 3 号) 及び必要書類の提出が必要となります。

役場環境課にお問い合わせください。

6. 補助金の請求

町から大木町地球温暖化対策支援補助金交付額確定通知書が送付されたら、大木町地球温暖化対策支援補助金交付請求書 (様式第 7 号) を提出してください。

支払方法は、口座振込です。振込口座の名義は、申請者本人のものに限ります。

書類の提出先・お問い合わせ

大木町役場 環境課 環境係 (庁舎 2 階)

電話 : 0944-32-1120 (直通)